

「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として
「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価・調査委員会の評価意見等に関する今後の政府の対応方針」において措置される事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
410	地方独立行政法人に係る公務員型から非公務員型への移行の簡素化	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第3項	平成23年度中	〔第19次提案等に対する対応方針（平成23年3月30日）〕 特定地方独立行政法人にするか否かの判断を慎重ならしめることとしているという地方独立行政法人法第8条第3項の趣旨に加え、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定医療機関等に関する省令改正について、法第16条の規定との関係につき厚生労働省と平成23年度中に速やかに協議を終え、その結果を踏まえ対応する。	全国で実施	地方独立行政法人法第8条第3項の適用を、一定の要件の下で除外することとする地方独立行政法人法の改正を盛り込んだ「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」を平成24年通常国会に提出する。	総務省
516	外国法事務弁護士事務所の法人化	弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和61年法律第66号）第2条第15号	平成24年通常国会への法案提出を目指して対応	〔第19次提案等に対する対応方針（平成23年3月30日）〕 外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。 ① 外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ② 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 現在、法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行っているところである。	全国で実施	外国法事務弁護士が法人を設立して業務を行うことができるよう法改正すべきであるとの内外の要望が寄せられていることを踏まえ、法務省及び日本弁護士連合会は、平成20年5月、有識者等で構成される外国弁護士制度研究会を設置した。この外国弁護士制度研究会において、平成21年12月24日に報告書が取りまとめられ、弁護士及び外国法事務弁護士の業務に関し、次の2つの法人制度の創設を提言した。 ① 外国法事務弁護士のみが社員となり、外国法に関する法律サービスの提供を目的とする法人制度 ② 弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり、法律サービス全般の提供を目的とする法人制度 法務省では、この提言内容に沿った法制化の検討を行い、①の法人制度を創設することを内容とする法案を平成24年通常国会へ提出した。	法務省
706	貨物運搬車に積載された状態での輸入申告の可能化	関税法（昭和29年法律第61号）第67条	平成23年中に結論	〔第19次提案等に対する対応方針（平成23年3月30日）〕 国際フェリーを利用して輸入される貨物について、保税地域における適切な貨物管理を確保しつつ、貨物運搬車に積載された状態での輸入申告を可能とする措置を講ずることができるか検討し、平成23年中に結論を得る。	全国で実施	貨物運搬車に積載された状態で国際フェリー等から船卸し等される貨物について、以下のことを要件として、当該貨物が貨物運搬車に積載された状態での申告を認めることとする旨を平成23年12月に各税関及び関係者に周知し、平成24年1月より実施済み。 （要件） 検査を実施することになった場合に、必要に応じ、当該貨物を貨物運搬車から取卸し、所定の検査場所において検査を実施することができること。	財務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
936	日本国内において診療行為を行える医師資格の特例措置	外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29条)	平成23年中に結論	<p>〔第19次提案等に対する対応方針(平成23年3月30日)〕 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)において「国内での診療について、臨床修練目的の場合だけでなく、医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めることについて、制度・運用の見直しを早期に検討し、平成22年度中に結論を得て、できる限り平成23年中に順次所要の措置を講ずる」とされたことを受けて、平成22年中に制度・運用の見直しについて結論を得るべく、社会保障審議会医療部会等において有識者の意見を聞きつつ検討を進めているところである。厚生労働省としては、その結論を踏まえ、できる限り平成23年中に、所要の措置を講じる。</p> <p>〔第20次提案等に対する対応方針(平成23年10月28日)〕 臨床修練の許可申請書の添付書類の簡素化や臨床修練の許可に係る審査期間の短縮等を行うため、平成23年2月に外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律施行規則(昭和62年厚生省令第47号)の改正等を行い、平成23年4月から施行した。</p> <p>また、①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめた。</p> <p>厚生労働省としては、今後も広く関係者の御意見を聞きながら、さらに詳細な制度設計を進め、できる限り平成23年中に所要の措置を講じる。</p>	全国で実施	<p>①臨床修練制度の手続の簡素化、②年限(現行2年間)の弾力化を行うこと、③国内での診療について臨床修練目的の場合だけでなく医療技術の教授目的の場合や国際水準の共同研究目的の場合にも認めること、について平成22年度末に厚生労働省としての見直しの方針を取りまとめた。</p> <p>また、社会保障審議会医療部会(平成23年12月開催)で取りまとめられた「医療提供体制の改革に関する意見」の中でも、臨床修練制度の見直しを行うべき旨が盛り込まれた。</p> <p>厚生労働省としては、さらに詳細な制度設計を進め、できる限り早期に法案を提出したい。</p>	厚生労働省

規制所管省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
938	学校法人立の保育所における各積立預金の目的外使用等に伴う都道府県知事等への協議手続きの免除	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付児発第299号厚生省児童家庭局長通知)	平成23年度中を目途に結論を得る	〔第19次提案等に対する対応方針(平成23年3月30日)〕 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付児発第299号)の改正を行う必要があるが、その改正に付す条件等を検討するため、都道府県等への意見照会の実施等を踏まえ、平成24年度からの実施について検討し、平成23年度中に結論を得る。	検討中	「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日付児発第299号)の改正を行う必要があるが、都道府県等の意見照会結果を踏まえ、来年度より全国で実施する方向で今年度中に結論を得る。	厚生労働省

規制所管省庁において検討した結果、対応困難となった規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
937	指定市町村事務受託法人の事業の基準(人員基準)の緩和	介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第2項 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の2第2項第1号 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第34条の7	平成23年度中を目途に結論	[第19次提案等に対する対応方針(平成23年3月30日)] 今後、少子高齢化の更なる進展により、認定調査の件数の増加が見込まれる中で、地域によっては、その事務が膨大になることが予想されるため、今後、認定調査を行う者の対象範囲の拡大について対応を検討する。	対応困難 (別途、市町村が必要に応じて要介護認定等の有効期間を延長することを全国で可能とする省令改正を行う予定)	研修等により介護支援専門員以外で認定調査を行わせることができる者の範囲について、有識者による検討委員会において検討したところ。 その結果、全国一律の基準で要介護認定を行うためには、認定調査を行う調査員の質を維持・向上することが必要であり、認定調査を行うことができる者の範囲の拡大は困難との結論を得たところである。 なお、要介護認定等に係る市町村の事務負担の軽減を図るため、市町村が必要に応じて要介護認定等の有効期間を延長することを全国で可能とする省令改正を行う予定である。	厚生労働省